

マタニティマークストラップ及びバッグ寄附提供事業者募集要項

1 事業名

マタニティマークストラップ及びバッグ寄附提供事業

2 募集の内容

倉敷市では、妊娠中の方に対して、交通機関等を利用する際に身に付けることで、周囲の人が妊婦への配慮をしやすくするためのマタニティマークを印刷した、マタニティマークストラップ（以下「ストラップ」という。）を作成し、母子健康手帳を交付する際に併せて配布している。

このマタニティマークの趣旨に賛同し、ストラップ及びバッグ（母子健康手帳等の書類を持ち帰る際に使用するもの）を無償で提供することができる事業者（以下「寄附事業者」という。）を募集する。寄附事業者は、ストラップ及びバッグの中に、別に定める広告物を添付することができるものとする。

3 募集スケジュール

項目	日時（期限）
公募開始（ホームページに掲載）	令和7年7月11日（金）
申込期間	令和7年7月11日（金）から 令和7年7月25日（金）午後5時15分まで
質問受付期間	令和7年7月11日（金）から 令和7年7月17日（木）午後5時15分まで
質問に対する回答の掲載	令和7年7月23日（水）（予定）
審査結果通知	令和7年8月13日（水）（予定）
事業実施に係る協定の締結	令和7年9月 1日（月）（予定）

4 ストラップ及びバッグの仕様

別紙「マタニティマークストラップ及びバッグ仕様書」のとおり

5 ストラップ及びバッグの配布期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 ストラップ及びバッグの納品

（1） 期限

第1期 令和8年3月13日（金）

第2期 令和8年9月11日（金）

（2） 場所・数量

別紙「納品場所及びセット数」のとおり

なお、配布期間中に、ストラップ及びバッグに不足が生じた場合は、追加してストラップ及びバッグの提供を求める場合がある。

(3) 納品時の留意点

広告物を添付する場合は、バッグにストラップと広告物をセットした状態で納品すること。

7 参加資格

参加できる寄附事業者は、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 市区町村民税を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (5) 申込の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

本公募に関する質問は次の方法により行うこと。

(1) 質問の方法

受付期間内に様式1「質問書」に質問事項を記入の上、電子メールにて送信すること。その際には、必ず電話で送信した旨を伝え、電子メールが到達した旨を確認すること。

(2) 質問受付期間

公募開始の日から令和7年7月17日（木）午後5時15分まで

(3) 送信先

倉敷市保健福祉局子ども未来部子育て支援課 ストラップ等寄附事業担当者あて
E-mail : wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp

(4) 回答方法

すべての質問に対する回答は、質問をした代表者に電子メールにて回答する。また、倉敷市ホームページにも掲載する。

なお、回答は令和7年7月23日（水）に掲載する予定である。

9 応募書類の提出

(1) 提出書類等

提出書類は次のとおりとする。

- ア 様式2「申込書」
- イ 提案書

A 4 判、自由書式とするが、次の項目をすべて含めること。

- (ア) 広告主の見込（個別名称、所在及び件数を含む。）
- (イ) 他自治体における類似事業の実績の有無
- (ウ) 作業工程表（スケジュール）
- (エ) 応募者の広告掲載方針
- (オ) 特徴のある取組み、アピールポイント
- (カ) ストラップ及びバッグの規格（素材、大きさ等）
- (キ) 広告の数量、形状及び重量の見込
- (ク) 作業の実施体制（事故等に関する対処方針を具体的に示すこと。）
- (ケ) 会社概要の写し（法人としての活動目的及び主な活動内容がわかるもの）

ウ 直近の市区町村民税の完納証明書

エ ストラップ、バッグ及び広告物の見本各 5 個

オ 本社が支店・営業所へ申込書の提出や協定の締結等の業務を行う権限を委任する場合、様式 3「委任状」を提出すること。

(2) 提出期間

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）から令和 7 年 7 月 2 5 日（金）まで

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

イ 郵送の場合

(ア) 提出期間内に必着のこと。

(イ) 簡易書留や特定記録等を利用することが望ましい。

(ウ) 郵便封筒の表に「マタニティマークストラップ寄附提供に係る応募書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

〒 710-8565 岡山県倉敷市西中新田 6 4 0 番地

倉敷市保健福祉局子ども未来部子育て支援課 ストラップ等寄附事業担当者あて

(5) 注意事項

ア 正 1 部、副 4 部の計 5 部提出すること。

イ 連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。

10 審査方法等

(1) 審査体制

倉敷市職員で構成した審査委員会が審査基準に基づいて審査する。

(2) 審査方法

審査委員会は、提出書類等の内容について、審査基準に基づき審査を行って優先順位を付け、最高得点者を最適提案者として選定する。得点が全体の 6 0 点未満の場合は、最適提案者として選定しない。参加者が 1 者であっても、得点が全体の 6 0 点以上であれば、協定締結の交渉

を行うこととする。

(3) 応募者の失格

協定の締結までに応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があると認められるとき。

イ 「7 参加資格」を満たさないことが判明したとき。

ウ 協定締結後の業務の履行が困難と認められるに至ったとき。

エ 審査委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。

オ その他審査委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき。

(4) 審査結果の通知

最適提案者に決定した応募者へはその旨を書面で通知し、それ以外の応募者へも別途書面で通知する。なお、最適提案者は倉敷市ホームページにおいても公表する。

(5) 協定締結手続き等

選定された最適提案者から提出された事業提案内容を反映した仕様書（作業工程表を含む。）を調整の上、協定を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が協定締結するまでの間に失格条件に該当した場合は、得点により順位づけられた上位の者から交渉を行う。

1.1 広告物について

(1) 広告の添付

ストラップ及びバッグには広告物を添付することができる。ただし、ストラップそのものには広告の掲載はしないこと。

また、広告には倉敷市とは無関係という旨の文言を記載し、倉敷市が広告主を後援したり、商品を推奨したりしているという印象を与えないようにすること。

(2) 広告の内容

「倉敷市広告事業実施要綱」、「倉敷市広告入り物品等の寄附に関する要綱」、「倉敷市広告掲載基準」に準じる。妊娠や子育てに関連する物品又はサービスの提供にかかる広告で、母子の健康及び安全を害するおそれがないものとする。

なお、上記の要綱等は、倉敷市ホームページで確認すること。

(3) 広告の大きさ等

広告物は、概ねA4判より小さいサイズのものとする。なお、冊子、パンフレット、チラシ等広告の形状は問わないが、妊婦が持ち帰ることを考慮し、過度に重たいものとならないよう、重量について配慮すること。

(4) 広告の審査

事前に添付を希望する広告物は、すべて本市において審査を実施し、承認したものに限り添付することができる。この審査において、変更や修正の意見が付された広告物については、付された意見に誠実に従って広告原稿を再作成し、速やかに子育て支援課宛てに提出し、再審査を受けるものとする。

なお、添付している広告物を変更したい場合も同様に市の承認を得なければならない。また、バッグの広告物の差替え等は、すべて寄附事業者の責任で実施すること。

1 2 その他

- (1) 提案書等の作成、提出に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 市は、提案書等の内容及び手法については無断で使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表その他市が必要と認める用途に用いる場合、協定候補者の提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用する事ができるものとする。
- (6) 最適提案者の決定後、提案書等を提出した会社名を公表する場合がある。ただし、公表を希望しない場合は、事前に連絡すること。
- (7) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令の規定に基づき、これを適切に取扱うものとする。

1 3 問い合わせ先

住所：〒 710-8565 岡山県倉敷市西中新田6 4 0 番地

担当：倉敷市保健福祉局子ども未来部子育て支援課 ストラップ等寄附事業担当者あて

電話：0 8 6 - 4 2 6 - 3 3 1 4

E-mail : wlfclld@city.kurashiki.okayama.jp